

1 工事の労務報酬下限額について

(1) 熟練労働者（条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額）

熟練労働者、一人親方・公共工事設計労務単価（R 6 . 1 0 . 1 現在）の _____ %

(2) 熟練労働者以外（条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額）

_____ 円

(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合（条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合）

全労働者の従事業種ごとの _____ %以上とする

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額（条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額）

_____ 円

(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの（条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額）

業種・職種	労務報酬下限額
公園管理業務、施設の樹木管理業務、法面維持管理業務	円
街路樹の維持管理業務	円
下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）	円
可燃物等の収集運搬業務	円
学校給食センター調理等業務	円
学校給食配送業務委託	円
学校給食配膳業務委託	円